

(趣旨)

第 1 条 [この条例](#)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、秩父市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会の各会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(平 20 条例 35・平 25 条例 2・一部改正)

(交付対象)

第 2 条 政務活動費は、秩父市議会の会派(所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して交付する。

(平 25 条例 2・一部改正)

(交付額及び交付の方法)

第 3 条 政務活動費の額は、月額 15,000 円に各月 1 日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

2 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は[前項](#)の所属議員に含まないものとする。

3 政務活動費の交付を受けようとする会派は、議会規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

4 政務活動費は、[前項](#)の規定による申請を受理した日から 30 日以内に、当該年度分を一括して交付する。ただし、年度の途中で議員の任期が満了する場合は、任期が満了する日の属する月までの月数分を交付する。

(平 18 条例 24・平 25 条例 2・平 28 条例 25・一部改正)

(所属議員の異動に伴う調整)

第 4 条 年度の途中において所属議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は脱会があった会派(当該年度分の政務活動費の交付を受けた会派に限る。[第 2 項](#)及び[第 3 項](#)において同じ。)は、月額に当該異動があった日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)から当該年度の 3 月までの月数及び当該異動に係る所属議員の数を乗じて得た額を返還しなければならない。

2 年度の途中において所属会派から脱会し、若しくは所属会派が解散した議員が新たに所属する会派、又は年度の途中において新たに議員となった者が所属する会派は、月額にその者が当該会派の所属議員となった日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)から当該年度の 3 月までの月数及びその人数を乗じて得た額の交付を受けることができる。

3 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務活動費の交付を受けることができる。

4 年度の途中において解散をした会派は、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。

(平 28 条例 25・全改)

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第 5 条 政務活動費は、当該年度において会派が行う調査研究、研修、広報、広聴等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として、[別表](#)に掲げるものに充てることができる。

(平 25 条例 2・追加、平 28 条例 25・一部改正)

(経理責任者)

第 6 条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(平 25 条例 2・旧第 5 条繰下・一部改正)

(収支報告書の提出)

第 7 条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、領収書又はこれに準ずる書類を添付して議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年 4 月 30 日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、[前項](#)の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の日から 30 日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(平 25 条例 2・追加)

(政務活動費の返還)

第 8 条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において[第 5 条](#)に規定する経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(平 25 条例 2・追加)

(収支報告書の保存)

第 9 条 議長は、[第 7 条第 1 項](#)の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

(平 25 条例 2・追加)

(透明性の確保)

第 10 条 議長は、[第 7 条第 1 項](#)の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(平 25 条例 2・追加)

(委任)

第 11 条 [この条例](#)に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議会規則で定める。

(平 25 条例 2・旧第 7 条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 [この条例](#)は、公布の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 平成 17 年 3 月 31 日までに、合併前の秩父市議会政務調査費の交付に関する条例(平成 13 年秩父市条例第 16 号。[次項](#)において「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、[この条例](#)の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日までに、合併前の条例の規定により交付された政務調査費に係る収入及び支出の報告書等の提出及び保存については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 24 日条例第 24 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 22 日条例第 35 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 22 日条例第 2 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の秩父市政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 17 日条例第 25 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の秩父市議会政務活動費の交付に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成 28 年度以後の年度分の政務活動費について適用し、平成 27 年度分までの政務活動費については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までの間における改正後の条例第 3 条第 1 項中「月額 15,000 円」とあるのは、「月額 14,000 円」とする。

別表(第 5 条関係)

(平 25 条例 2・追加)

項目	内容
調査研究研修費	会派が行う地方行財政等に関する調査研究及び研修に要する経費又は会派所属議員が他の団体が行う研修会等へ参加するために要する経費
広報費	会派の活動、市政等について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が市政、会派の政策等に対する住民の要望、意見等を聴取するための会議等に要する経費
事務費	会派の活動に要する事務的経費
資料作成費	会派の活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派の活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費